

市第51号議案 横浜市がん撲滅対策推進条例の一部改正について

健康福祉・医療委員会
令和元年9月11日
医療局

1 趣旨

平成30年7月25日に、望まない受動喫煙の防止を目的に「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、平成31年1月24日及び令和元年7月1日に一部施行、令和2年4月1日に全面施行となります。

「横浜市がん撲滅対策推進条例」(以下「条例」という。)第6条第2項では、がん予防を推進するため、「健康増進法第25条に規定する施設を管理する者」又は「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第2条第4号に掲げる施設管理者」と連携し、受動喫煙の防止の推進のために必要な施策を講ずることを規定しています。

改正法が段階的に施行されるため、今回改正する条例も段階的に施行します。

2 改正内容

(1) 第1条による改正 [公布の日から施行]

改正法の一部施行により、健康増進法(以下「法」という。)第25条に、受動喫煙防止に関する地方公共団体の責務が定められ、第25条の2に関係者の協力について規定されました。

これに伴い、条例第6条第2項を一部改正します。

(改正前) 第25条に規定する施設を管理する者

(改正後) 第25条の2に規定する施設の管理権原者その他の関係者

法第25条の2

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)の管理権原者(施設の管理について権限を有する者をいう。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(2) 第2条による改正 [令和2年4月1日から施行]

令和2年4月1日の改正法の全面施行に伴い、法第25条の2が第26条に変わるとともに、同条の規定により相互に連携を図る者の範囲が拡大され、旅客運送事業自動車等の管理権原者が加えられます。これに伴い、条例第6条第2項を一部改正します。

(改正前) 第25条の2に規定する施設の管理権原者その他の関係者

(改正後) 第26条に規定する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者

法第26条

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権限を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

【参考】

旅客運送事業自動車等
旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 (いわゆるタクシー、バス、飛行機、電車、客船など)

3 施行期日

改正法の施行時期に合わせ、一部改正条例の附則により、施行日を段階的に定めます。

一部改正条例の施行日	改正法の施行日
第1条による改正	一部改正条例の公布日 令和元年7月1日
第2条による改正	令和2年4月1日 令和2年4月1日

【参考】

施設を管理する者	施設の管理権原者	その他の関係者
・事実上、現場の管理を行っている者	・受動喫煙防止の取組について、その方針の判断や決定を行う立場にある者	・医師会や薬剤師会などの保健医療団体、食品衛生協会や生活衛生同業組合などの事業主団体、商工会議所などの経済団体、連合町内会、地域活動団体など施設を利用する市民等、飲食店情報の発信者などの関係者